

1-2 安全な保護のための体制の準備

1. 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移

付表配1-2-1 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移(全国)

<認知件数>

(単位:件)

	平成20 (2008) 年	平成21 (2009) 年	平成22 (2010) 年	平成23 (2011) 年	平成24 (2012) 年	平成25 (2013) 年	平成26 (2014) 年	平成27 (2015) 年	平成28 (2016) 年	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
件数	25,210	28,158	33,852	34,329	43,950	49,533	59,072	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643	83,042	84,496	88,619

<配偶者暴力に係る対応の推移>

(単位:件)

	平成20 (2008) 年	平成21 (2009) 年	平成22 (2010) 年	平成23 (2011) 年	平成24 (2012) 年	平成25 (2013) 年	平成26 (2014) 年	平成27 (2015) 年	平成28 (2016) 年	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
医療関係者 からの通報 (法第6条第2項)	81	44	60	45	67	75	101	110	126	116	136	122	118	102	84	117
裁判所からの 書面の提出要求 (法第14条第2項)	2,618	2,722	2,774	2,460	2,985	2,788	2,967	2,794	2,505	2,223	2,092	1,959	1,745	1,588	1,315	1,226
裁判所からの 更なる説明要求 (法第14条第3項)	24															
裁判所からの 保護命令通知 (法第15条第3項)	2,534	2,429	2,428	2,144	2,572	2,379	2,576	2,415	2,143	1,859	1,726	1,663	1,460	1,334	1,082	1,077
接近禁止 命令のみ	506	320	236	147	179	161	185	175	135	126	118	92	106	103	79	85
退去命令のみ	5	6	9	4	5	4	4	2	4	2	3	1	0	4	3	3
接近禁止命令 ・退去命令	128	63	43	47	55	72	61	43	27	27	20	19	21	26	36	18
接近禁止命令 ・電話等禁止命 令	1,412	1,544	1,526	1,427	1,740	1,627	1,744	1,589	1,452	1,211	1,131	1,138	974	860	688	703
接近禁止命令 ・電話等禁止命 令・退去命令	483	496	614	519	593	515	582	606	525	493	454	413	359	341	276	268
保護命令違反検挙 (法第29条)	76	92	86	72	121	110	120	106	104	80	71	71	76	69	46	49

注1: 認知件数は、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2: 認知件数には、婚姻関係等が解消したものも平成16年12月2日から計上している。また、配偶者暴力防止法の改正により、平成20年1月11日から「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

資料: 警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

2. 保護命令発令件数

付表配1-2-2 配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数の推移(都)

<都>

(単位:件)

	接近禁止命令	退去命令	接近禁止命令と 退去命令	計
平成18(2006)年	103	1	24	128
平成19(2007)年	89	0	31	120
平成20(2008)年	105 (69)	0	43 (29)	148 (98)
平成21(2009)年	100 (87)	0	36 (31)	136 (118)
平成22(2010)年	95 (88)	0	20 (14)	115 (102)
平成23(2011)年	69 (63)	1	13 (13)	83 (76)
平成24(2012)年	66 (63)	1	19 (18)	86 (81)
平成25(2013)年	71 (64)	0	14 (12)	85 (76)
平成26(2014)年	77 (72)	1	25 (24)	103 (96)
平成27(2015)年	69 (68)	0	18 (15)	87 (83)
平成28(2016)年	71 (67)	0	9 (9)	80 (76)
平成29(2017)年	38 (36)	1	9 (8)	48 (44)
平成30(2018)年	37 (31)	0	6 (6)	43 (37)
令和元(2019)年	51 (47)	0	7 (6)	58 (53)
令和2(2020)年	-	-	-	47
令和3(2021)年	-	-	-	41
令和4(2022)年	-	-	-	29

注: () は、平成20年、法改正により拡充された「電話等を禁止する命令等」が併せて発令された件数を内数として表示

資料: 警視庁「警視庁の統計」(令和4年(2022年))

※令和2(2020)年から総件数のみを表示

付表配1-2-2 配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数の推移(全国)

<全国>

(単位:件)

	認容（保護命令発令） 件数	(1)被害者に関する保護命令のみ 発令された場合						(2)「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合		(3)「子への接近禁止命令」が発令された場合(2)以外		(4)「親族等への接近禁止命令」が発令された場合(2)以外		却下	取下げ等
		① 接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令	② 接近禁止命令・退去命令	③ 接近禁止命令・電話等禁止命令	④ 接近禁止命令のみ	⑤ 退去命令のみ	⑥ 電話等禁止命令（事後発令）	① 被害者への接近禁止命令と同時 ② 事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	① 被害者への接近禁止命令と同時 ② 事後的な子への接近禁止命令	① 被害者への接近禁止命令と同時 ② 事後的な親族等への接近禁止命令					
平成21 (2009)年	2,411	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526
平成22 (2010)年	2,434	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504
平成23 (2011)年	2,137	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458
平成24 (2012)年	2,482	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504
平成25 (2013)年	2,312	123	14	391	72	3	0	534	0	941	4	227	3	172	500
平成26 (2014)年	2,528	119	25	431	75	7	1	545	2	1,002	4	311	6	161	436
平成27 (2015)年	2,400	-	-	632	-	-	-	510	-	972	-	286	-	139	431
平成28 (2016)年	2,082	-	-	565	-	-	-	471	-	798	-	248	-	144	406
平成29 (2017)年	1,826	-	-	536	-	-	-	389	-	699	-	202	-	135	332
平成30 (2018)年	1,700	-	-	430	-	-	-	357	-	689	-	224	-	120	357
令和元 (2019)年	1,591	-	-	400	-	-	-	337	-	644	-	210	-	99	308
令和2 (2020)年	1,465	-	-	383	-	-	-	306	-	592	-	184	-	83	307
令和3 (2021)年	1,335	-	-	352	-	-	-	301	-	519	-	163	-	106	291
令和4 (2022)年	1,111	-	-	305	-	-	-	255	-	400	-	151	-	93	249

注1:最高裁判所資料より作成。

注2:「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。

注3:配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時にまたは被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される(表の(2)、(3)、(4)のそれぞれ①が前者、(1)の⑥、(2)、(3)、(4)のそれぞれ②が後者である)。

資料:内閣府「令和5年版男女共同参画白書」

3. 配偶者暴力における一時保護件数の推移

付表配1-2-3 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移(都)

(単位:件)

	計	単身	母子
平成16(2004)年度	609	283	326
平成17(2005)年度	608	286	322
平成18(2006)年度	643	258	385
平成19(2007)年度	542	205	337
平成20(2008)年度	576	259	317
平成21(2009)年度	563	219	344
平成22(2010)年度	436	160	276
平成23(2011)年度	457	154	303
平成24(2012)年度	508	157	351
平成25(2013)年度	497	176	321
平成26(2014)年度	540	220	320
平成27(2015)年度	560	233	327
平成28(2016)年度	501	203	298
平成29(2017)年度	460	173	287
平成30(2018)年度	382	142	240
令和元(2019)年度	384	154	230
令和2(2020)年度	371	143	228
令和3(2021)年度	308	120	188
令和4(2022)年度	266	125	141

注1:母子、単身の別は、入所時の状況による区分である。

注2:一時保護とは、暴力から逃れ、家を出た被害者や子供たちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づき保護することをいい、上記件数は、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号による件数を指す。

資料:東京都生活文化スポーツ局「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移(令和4年度)」

4. 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移

付表配1-2-4 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移(全国)

(単位:人、%)

	要保護女子	うち夫等の暴力を理由とする者		同伴家族
		件数	構成比	
平成14(2002)年度	6,261	3,974	63.5	4,642
平成15(2003)年度	6,447	4,296	66.6	5,029
平成16(2004)年度	6,541	4,535	69.3	5,518
平成17(2005)年度	6,449	4,438	68.8	5,285
平成18(2006)年度	6,359	4,565	71.8	5,478
平成19(2007)年度	6,478	4,549	70.2	5,529
平成20(2008)年度	6,613	4,666	70.6	5,532
平成21(2009)年度	6,625	4,681	70.7	5,535
平成22(2010)年度	6,357	4,579	72.0	5,509
平成23(2011)年度	6,059	4,312	71.2	5,187
平成24(2012)年度	6,189	4,373	70.7	5,376
平成25(2013)年度	6,125	4,366	71.3	5,498
平成26(2014)年度	5,808	4,143	71.3	5,274
平成27(2015)年度	5,117	3,722	72.7	4,577
平成28(2016)年度	4,624	3,214	69.5	4,018
平成29(2017)年度	4,172	3,000	71.9	3,793
平成30(2018)年度	4,052	2,814	69.4	3,536
平成31(2019)年度	3,994	2,758	69.1	3,561
令和2(2020)年度	3,514	2,376	67.6	2,851
令和3(2021)年度	3,093	2,087	67.5	2,444

注:一時保護委託分を含む。

資料:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「困難な問題を抱える女性への支援について」

5. 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移

付表配1-2-5 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移(全国)

<殺人><傷害><暴行>

(単位:件)

	平成17 (2005)年	平成18 (2006)年	平成19 (2007)年	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年
殺人	1,224	1,155	1,052	1,120	971	944	941	884	858
うち配偶者	218	179	192	200	152	184	158	153	155
うち夫によるもの	126	117	107	126	99	114	89	93	106
傷害	22,962	22,921	21,589	19,724	18,991	19,093	18,591	20,590	20,444
うち配偶者	1,342	1,353	1,346	1,339	1,282	1,523	1,415	2,183	2,154
うち夫によるもの	1,264	1,294	1,255	1,268	1,212	1,437	1,325	2,060	2,015
うち傷害致死	138	139	104	129	112	110	118	102	99
うち配偶者	20	15	10	15	15	11	9	15	10
うち夫によるもの	17	14	8	11	12	11	7	12	8
暴行	13,519	19,175	21,203	21,660	21,006	21,529	21,541	23,167	22,717
うち配偶者	379	707	933	1,045	1,082	1,452	1,518	2,121	2,135
うち夫によるもの	359	671	870	975	1,013	1,376	1,415	1,996	1,999
合計	37,705	43,251	43,844	42,504	40,968	41,566	41,073	44,641	44,019
うち配偶者	1,939	2,239	2,471	2,584	2,516	3,159	3,091	4,457	4,444
うち夫によるもの	1,749	2,082	2,232	2,369	2,324	2,927	2,829	4,149	4,120
	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
殺人	934	864	810	846	819	874	824	808	754
うち配偶者	157	147	158	157	153	158	124	122	108
うち夫によるもの	90	82	87	87	85	85	75	76	68
傷害	20,180	19,558	19,427	18,919	18,601	17,915	16,802	15,503	15,747
うち配偶者	2,697	2,652	2,659	2,682	2,684	2,639	1,866	1,742	1,733
うち夫によるもの	2,538	2,504	2,486	2,482	2,489	2,420	1,679	1,578	1,567
うち傷害致死	96	85	77	79	72	60	66	65	57
うち配偶者	11	11	5	8	16	11	7	4	2
うち夫によるもの	8	11	5	5	11	10	7	1	2
暴行	24,297	25,101	25,319	25,273	26,137	25,491	24,243	23,200	23,237
うち配偶者	2,953	3,743	4,032	4,225	4,830	4,987	3,865	3,997	3,811
うち夫によるもの	2,750	3,467	3,705	3,855	4,386	4,481	3,459	3,548	3,360
合計	45,411	45,523	45,556	45,038	45,557	44,280	41,869	39,511	39,738
うち配偶者	5,807	6,542	6,849	7,064	7,667	7,784	5,855	5,861	5,652
うち夫によるもの	5,378	6,053	6,278	6,424	6,960	6,986	5,213	5,202	4,995

注1:解決事件を除く。

注2:配偶者には内縁関係にある者を含む。

注3:いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料:警察庁「令和4年の犯罪」

6. 配偶者間における犯罪の検挙状況

付表配1-2-6 配偶者間における犯罪の検挙事案に占める被害者の男女比(全国)

<殺人>

(単位:件)

	男女計	女性被害者		男性被害者	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
平成29(2017)年	157	87	55.4	70	44.6
平成30(2018)年	153	85	55.6	68	44.4
令和元(2019)年	158	85	53.8	73	46.2
令和2(2020)年	124	75	60.5	49	39.5
令和3(2021)年	122	76	62.3	46	37.7
令和4(2022)年	108	68	63.0	40	37.0

<傷害>

(単位:件)

	男女計	女性被害者		男性被害者	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
平成29(2017)年	2,682	2,482	92.5	200	7.5
平成30(2018)年	2,684	2,489	92.7	195	7.3
令和元(2019)年	2,639	2,420	91.7	219	8.3
令和2(2020)年	1,866	1,679	90.0	187	10.0
令和3(2021)年	1,742	1,578	91.1	164	9.5
令和4(2022)年	1,733	1,567	90.4	166	9.6

<暴行>

(単位:件)

	男女計	女性被害者		男性被害者	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
平成29(2017)年	4,225	3,858	91.3	367	8.7
平成30(2018)年	4,830	4,386	90.8	444	9.2
令和元(2019)年	4,987	4,481	89.9	506	10.1
令和2(2020)年	3,865	3,459	89.5	406	10.5
令和3(2021)年	3,997	3,548	88.8	449	11.2
令和4(2022)年	3,811	3,360	88.2	451	11.8

注1:令和4(2022)年の数値。

注2:警察庁資料より作成。

注3:解決事件を除く。

注4:配偶者には内縁関係にある者を含む。

注5:いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料:警察庁「令和4年の犯罪」